



中国会計制度 (初級編)

1. 会計法規体系

中国の会計の基本となるのは会計法であり、ここに会計年度、記帳通貨、記帳言語、会計担当者・会計責任者の資格などが規定されている。会計法の下に具体的な会計処理に付いて定めた企業会計準則が存在しているが、現在認められている会計制度は以下の通り。

業種	基準	大型企業	中型企業	小型企業
工業	売上高	40,000万元	2,000万元	300万元
	従業員数	1000人	300人	20人
卸売業	売上高	40,000万元	5,000万元	1,000万元
	従業員数	200人	20人	5人

#工信部聯企業「2011」300号

会計法

① 企業会計制度

2002年から外資企業に適用が強制された会計制度(2001年末に外資企業会計制度は廃止)。当会計制度により、減損処理・税効果会計が導入される。

→ 税効果会計の適用は任意

② 新企業会計準則

2007年に施行された新企業会計準則。適用が奨励されるが強制ではなく、依然として企業会計制度を使用している外資企業が少なくない(中国の上場企業、金融機関、国有大中型企業は、新会計準則の適用が強制)。減損会計・税効果会計は強制。

③ 小企業会計準則

2013年に施行された、小型企業向けの会計制度。減損会計、税効果会計、持分法等の適用は免除される。

大中型企業

小型企業

5. 財務会計報告書

開示事項	主要内容
貸借対照表	資産、負債、所有者持分
損益計算書	営業収入、営業原価、営業利益、法人税、純利益
キャッシュ・フロー計算書	営業活動、投資活動、財務活動による各キャッシュ・フロー
所有者持分変動計算書	純利益 所有者の投入資本及び所有者への分配利益等 規定に基づき積み立てた利益剰余金 払込資本金、資本剰余金、利益剰余金、未処分利益
財務諸表付注	
企業基本状況	企業概況、組織形態、主要営業活動 財務報告書の報告責任者及び報告日
財務諸表全体の注記	財務諸表作成の基本方針 重要な会計方針及び会計の見積もり 財務諸表重要項目の説明 偶発事項、保証事項、後発事項、関連取引及び関連会社
配当の注記	1株あたり配当金額及び出資者に分配した利益総額の開示

年度決算報告

- 月次で所管税務局に提出する財務諸表 → 貸借対照表、損益計算書
- 中外合資企業法、中外合作企業法、外商独資企業法により、非上場企業も公認会計士による会計監査が義務付けられている。

6. 貸借対照表

貸借対照表

会企01表
編制単位:

年月日

単位:元

資産	期末残高	期首残高	負債及び所有者持分(または株主持分)	期末残高	期首残高
流動資産: 貨幣資金 売買目的金融資産 受取手形 売掛金 前渡金 未収利息 未収配当金 その他未収入金 棚卸資産 一年内満期到来非流動資産 その他流動資産 流動資産合計 非流動資産: 売却可能金融資産 満期保有目的投資 長期未収入金 長期持分投資 投資性不動産 固定資産 建設仮勘定 工事物資 固定資産整理 生産性生物資産 石油ガス資産 無形資産 開発支出 のれん 長期前払費用 繰延税金資産 その他非流動資産 非流動資産合計 資産総計			流動負債: 短期借入金 売買目的金融負債 支払手形 買掛金 前受金 未払給与 未払消費税 未払利息 未払配当金 その他未払金 一年内満期到来非流動負債 その他流動負債 流動負債合計 非流動負債: 長期借入金 社債 長期前払金 専用前払金 見込計上負債 繰延税金負債 その他非流動負債 非流動負債合計 負債合計 所有者持分(または株主持分): 払込資本 資本剰余金 減:自己株式 利益剰余金 未処分利益 所有者持分(または株主持分)合計 負債及び所有者持分(または株主持分)総計		

SAMPLE

貸借対照表は企業の一定時点の財務状況を表示する会計報告書。

流動資産、固定資産、無形資産及びその他資産(資産の部)、流動負債、非流動負債(負債の部)、所有者持分(または株主持分)という項目に分類される。

日本と同様、流動性配列法(流動性が高い資産が上位に表示される)が採用されている。
⇒ 流動性配列法とは逆の配列方法が、固定性配列法。

流動・非流動の分類は、日本と同様、「1年基準」と「正常営業循環基準」に基づいて区分される。

1年基準とは、貸借対照表日から起算して、1年以内か超過で、流動・非流動を区分する基準。

正常営業循環基準は、企業の正常な営業循環過程にある債権・債務は、1年を超えても流動資産・負債に分類する考え方で、営業債権、棚卸資産、仕入債務などに適用される。

9. 売上債権

■ 貸倒引当金の計上基準

1. 会計基準

① 企業会計制度

期末時に各債権の回収可能性を合理的に判断し、予想される回収不能部分について貸倒引当金を計上。貸倒引当金の計上方法は企業自身が決定するが、一度決定した方法は継続が原則。

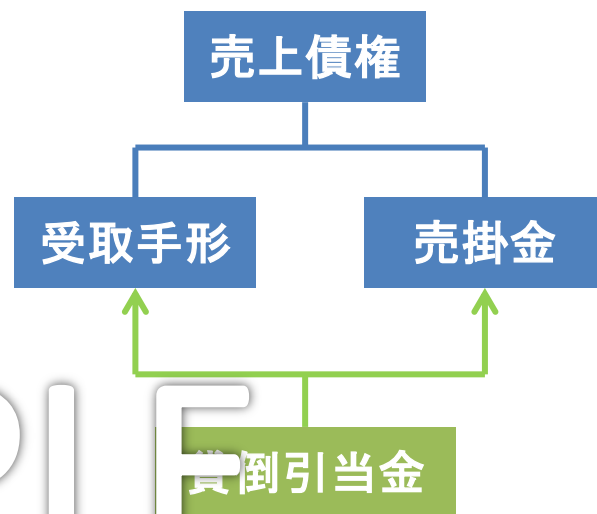
② 新企業会計準則

貸借対照表日の債権について減損テストを実施し、回収可能額が簿価を下回る場合、貸倒引当金を設定。

2. 税務処理

「企業資産損失税前控除政策に関する通知(財税[2009]57号)」による貸倒引当金の損金算入基準は以下の通り。

- (1) 債務者が破産・解散し、その財産が弁済に不足する場合。
- (2) 債務者が、死亡、若しくは、法により失踪・死亡の宣告を受け、その財産が弁済に不足する場合。
- (3) 債務弁済期限を3年以上超過し、且つ、債務者に債務弁済能力が無い事が明確である場合。
- (4) 債権者と債務者が、債務再編協議を締結、若しくは、債務者が法により破産した場合で、その弁済できない部分。
- (5) 自然災害・戦争などの不可抗力で回収できない場合。
- (6) 財政部・税務所管部門が規定するその他の場合。



14. 借入金

借入金の計上

借入金は、借入期間に基づき、流動負債である短期借入金(1年以内の借入)と、非流動負債である長期借入金(1年超の借入金)に分類される。

返済期限が1年以内となった長期借入金は、1年以内返済長期借入金として、流動負債に分類される。

借入期間

- ・短期借入金 (1年以内の借入、流動負債)
- ・長期借入金 (1年超の借入、非流動負債)

中国国内グループ会社間借入

「貸付通則(中国人民銀行1996年公布)」第21条により、中国国内の非金融企業間の直接融資は禁止されている。グループ会社間で資金を融通する場合は、銀行を介して委託貸付が採用される。借入利率は当事者間で設定できずが、相場金利(金融企業の貸付金利)を上回った場合、税務上損金制限を受ける可能性がある。

総投資額と資本金の比率制限

借入金の種類

- ・銀行からの借入金
- ・グループ会社間の借入金
- ・海外からの借入金

海外からの借入に付いては、外貨管理局で事前に外貨債務登記を行う必要がある。
外貨債務登記可能金額は外資企業の場合、**投注差**(定款上の総投資金額から資本金額を控除した金額)に制限される。

総投資額	最低資本金割合	最低資本金
300万米ドル以下	7/10以上	会社法により 最低3万元
300万米ドル超、 1,000万米ドル以下	5/10以上	最低210万米ドル
1,000万米ドル超、 3,000万米ドル以下	4/10以上	最低500万米ドル
3,000万米ドル以下	3/10以上	最低1,200万米ドル